

実施方針に関する質問・回答

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
1	実施方針	2	26	第1 1. (5)	1 社のみによる出資での応札も可能という理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
2	実施方針	2	26	第1 1. (5)	1 社のみによる応札が可能の場合、SPC を設立する事務コスト相応のメリットが見込めないと考えられます。SPC を設立しない形での提案も認めるよう変更いただくことは可能でしょうか。	倒産隔離、会計の透明性等の観点から、代表企業 1 社の場合であっても SPC を設立することを前提としています。
3	実施方針	3	2	第1 1. (5)②	地上施設の整備について、提案者が所有する既存の設備を流用して整備を行うことが認められるか。	要求水準を満たすとともに、使用権原が確保されていれば可能です。
4	実施方針	4	7	第1 1. (7)	事業期間について、「なお、国等が実施する事業の要請により、事業期間終了時に本事業衛星の軌道外投棄が終了していなかった場合、本事業衛星の軌道外投棄が終了するまで、国等は S P C に事前に通告することにより、本事業の事業期間を延長することができる。」とありますが、これは事業期間を延長する変更契約を行うということでしょうか。また、「事前に通告」について、当初予定していた契約終了時期の直前に通告されると延長は困難となります。想定されている時期があればご教示ください。	事業期間を延長する場合は、契約を変更することを予定しています。なお、「事前に通告」については、当初の事業終了時期の 6 カ月前 (令和 25 年 9 月末) までに通告する予定です。
5	実施方針	5	9	第1 1. (10)	現行事業で使用している既存アンテナはすでに長期間使われている物ですから、不具合等が生じた場合はすべて国に負担	原案のとおりとします。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
					頂けないのでしょうか。既存アンテナを使用することはリスクになるのではないかと考えています。	
6	実施方針	5	10	第 1 1. (10)	現行事業で使用している既存アンテナを使用することができると書かれていますが、すでに長期間使われているものですので、本事業での使用に耐えうるものかどうか実際にアンテナを見るなどして確認することは可能でしょうか。	現地視察は予定しておりません。一次審査を通過した応募者に、故障・修理履歴を含んだ維持管理文書を開示する予定です。そちらをご参照ください。
7	実施方針	9	16	第 2 2. (7)	競争的対話の実施方法を具体的にご教示願います。	入札公告時に示す予定です。
8	実施方針	9	23	第 2 2. (9)	ヒアリングについて、提案書類の質疑の他に、別途事業者が資料を作成してのプレゼンテーション等は実施する予定でしょうか。	ヒアリングでは、提案者からのプレゼンテーション及び質疑を想定しています。なお、プレゼンテーション資料は提案書の抜粋とし、新たな資料の提示は認めない予定です。
9	実施方針	9	23	第 2 2. (9)	ヒアリングは公開で実施されるものでしょうか？	現時点では非公開を想定しています。
10	実施方針	16	13	第 2 3. (2)③	地上施設の建設を行なう企業の要件として、「資格を有するものに建設工事を行わせること」とありますが、こちらは構成企業又は協力企業が保有する必要がありますでしょうか。	代表企業、構成員又は協力企業が建設工事を行う場合は、当該参加資格が必要となります。
11	実施方針	16	13	第 2 3. (2)③	地上施設の建設を行なう企業の要件として、「地上設備を新たに建設する場合」とありますが、既存建物・設備を活用し、必要な改修等を施す場合、ご提示の参加資格は必要でしょうか。	既存の建物・設備を活用する等の方法により、地上施設を「新たに建設」しない場合については、当該参加資格は不要です。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
12	実施方針	16	13	第2 3. (2)③	「資格を有する者に建設工事を行わせること」との記載がありますが、気象庁殿が想定される建設工事の対象物とは「新たな局舎等の建物」であり、「アンテナ及びアンテナに付属して据え付けるシェルター」の整備または改修の場合は、当該参加資格は不要との理解でよろしいでしょうか。	建設工事の対象となる施設としては、主に運用員が常駐する局舎等の建物を想定しています。アンテナ及び付属シェルタについては、当該参加資格は不要です。
13	実施方針	16	13	第2 3. (2)③	地上施設の整備について、提案者が所有する既存の設備を流用して整備を行う場合は「建築工事業」の参加資格が必要か。	既存の建物・設備を活用する等の方法により、地上施設を「新たに建設」しない場合については、当該参加資格は不要です。
14	実施方針	24	1	第7 3.	本事業の実施において、補助金・交付金等の支援措置を受けることは可能でしょうか？	現時点では具体的な措置は想定していません。
15	実施方針別紙-1	1	7	1	既存アンテナの譲渡を受けて継続利用する場合、アンテナの保守メーカーからのサポートを現事業と同様に受けることはできるのでしょうか。	当該設備の保守メーカーが必要とするリニューアルを次期事業者で実施のうえで保守サポートを同様に受けることが可能です。なお、リニューアルなしの場合は継続使用可能な保証はできません。
16	実施方針別紙-1	1	7	1	既存アンテナについて、現行の運用企業が10年以上使用しているものであるため、実物を確認したうえで、部品交換や故障・修理・修繕の履歴等を把握・確認することは不可欠と認識しています。既存アンテナの現地視察を行うことは可能でしょうか。	No. 6 を参照してください。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
17	実施方針別紙-1	1	7	1	既存アンテナ等をひまわり 9 号用にだけ使用することは可能でしょうか。さらにその場合、9 号の観測データ受信用にだけ（Ka 帯受信専用として）使用することは可能でしょうか。	可能です。
18	実施方針別紙-1	1	7	1	既存アンテナ等について、副局のものは使用せずに主局のアンテナ等のみを使用することは許されますでしょうか。	可能です。
19	実施方針別紙-1	2	22	3. (3)	「国及び現行運用事業者は、SPC による既存アンテナ等の使用に関し、一切の契約不適合責任を負わないものとする。」とありますが、他社が整備した設備のリスク管理は SPC 側では不可能です。既存アンテナ等の使用期間中は、現行運用事業者の代表企業または設備調達担当の構成員が帰責者となるようなスキームにしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
20	実施方針別紙-1	3	17	5	既存アンテナ等を使って 10 号の試験をする際に何かしら問題が生じた場合、既存事業と本事業のどちらの責任になるのでしょうか。	事業契約後に現行事業者、次期事業者、気象庁の三者間で協議して締結する引継ぎ協定の中で整理する予定です。引継ぎ協定（案）は入札公告に示す予定です。
21	業務要求水準書（案）	3、5	21、13	第 1 部 第 4（イ）、（キ）	「ISDACS」及び「RDACS」について、SPC が整備する気象センサデータに係る設備上での動作確認終了後に貸与する。」とありますが、動作確認を行うのは気象庁殿との理解でしょうか。	そのとおりです。ただし、動作確認にあたっては SPC の協力を求めることを想定しています。
22	業務要求水準書	4	2	第 1 部 第 4（ウ）	ひまわり 10 号メーカを通じた SPC へ	そのとおりです。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
	(案)			a	の支援として「別紙 1 に示す「ひまわり 10 号」の機能確認のための試験。」とありますが、「ひまわり 10 号軌道上試験 (IOT)」と「ひまわり 10 号観測運用試験」は、ひまわり 10 号メーカの責で行われるものと認識していますが正しいでしょうか。	
23	業務要求水準書 (案)	4	5	第 1 部 第 4 (ウ) c	イメージャ、サウンダ、宇宙環境センサ、放射計について、その機能や性能、運用に必要な知識、運用方法の訓練は、国から提供される訓練に含まれるでしょうか？	ご指摘の項目を含め、本事業に必要な内容については含まれます。
24	業務要求水準書 (案)	6	9	第 1 部 第 4 (コ)	9 号の運用訓練の時期をご教示ください。	具体的な時期については、事業契約後、現行事業者との協議を経て決定する予定です。
25	業務要求水準書 (案)	6	29	第 1 部 第 5	適用法定等において「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」がありますが、この法律に記述されている「管理を行おうとする者」は気象庁殿と認識していますが正しいでしょうか。	そうではありません。ひまわり 10 号については、ロケットから分離された時点から軌道上試験終了までの衛星運用のための「人工衛星の管理に係る許可申請」はひまわり 10 号メーカが行い、軌道上試験後に衛星運用を移管する際にひまわり 10 号メーカが宇宙活動法第二十六条に基づく承継の手続き（ひまわり 10 号メーカから SPC への承継）を行うことが必要となります。
26	業務要求水準書 (案)	9	3	第 2 部 第 1 2 ー (コ)	「10 号の後継衛星の運用に追加で対応」の意図は「業務要求水準書で定義されている運用(10 号正衛星運用+9 号待機衛	10 号の後継衛星の運用追加のために地上施設を追加整備できるような拡張性を考慮することという意味です。な

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
					星運用)に『加えて』10号の後継衛星の運用も『同時に』行えるよう、という意味でしょうか。(9号と10号の運用期間中に、10号の後継衛星の運用追加が、運用に影響することなく出来るように考慮すること、という意味でしょうか。)	お、10号の後継衛星の運用開始の際には9号軌道離脱前に後継機を含む3機同時の運用が数か月程度発生する想定です。
27	業務要求水準書 (案)	9	3	第2部 第1 2 ー (コ)	「将来的に気象庁が求めた場合は、「ひまわり10号」の後継衛星の運用に追加対応できるよう、拡張性を考慮すること。」について、その場合は新たな事業契約を立てることとなるのでしょうか。本事業(静止気象衛星ひまわりの運用等事業)の契約を変更することになるのでしょうか。	その場合は、本事業(静止気象衛星ひまわりの運用等事業)の契約を変更することを想定しています。
28	業務要求水準書 (案)	9	26	第2部 第1 2 (ス)	「副局は、主局業務の継続が困難となった場合に、本事業衛星本体に影響を及ぼすことなく衛星管制業務を引き継ぐことができること。」とありますが、「衛星管制業務」の他に「観測データ業務」(気象センサデータ業務、宇宙環境センサデータ業務、通報局資料業務)も引き継がないと認識していますが正しいでしょうか。	副局は、主局での業務継続が困難となった場合に、主局で実施されるすべての業務・機能を代替可能であることを求めています。
29	業務要求水準書 (案)	9	26	第2部 第1 2 (ス)	「将来的に気象衛星センター及び大阪管区气象台以外の2か所との間に情報通信回線を別途整備する場合にデータ伝送できるように送信元に拡張性を持たせておくこと」について、主局・副局の各局から最大4か所を常時接続するできるよう	最大4か所へ同時接続できる拡張性を求めています。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
					に、という意味でしょうか。それとも、同時接続としては、最大 2 か所であり、切替（変更）に対応するという意味でしょうか。 (システム更新作業を想定し、運用時の同時接続は 2 か所としても、拡張性としては 4 か所接続可能な構成とすべきとも解釈できます。)	
30	業務要求水準書 (案)	9	28	第 2 部 第 1 2 (シ)	回線稼働率はひまわり 9 号とひまわり 10 号の 2 機の衛星に対して求めるものでしょうか。	衛星 1 機ずつに対して求めるものです。
31	業務要求水準書 (案)	9	30	第 2 部 第 1 2 (シ)	回線稼働率が 99.99%以上というのは高過ぎると思われます。下げることを検討いただけないでしょうか。	回線稼働率の計算方法は電気通信技術審議会答申に記載されております。防災情報となるデータを取り扱うシステムとして、24 時間、365 日の安定した稼働が必要と考えており、99.99%以上の衛星と地上間の回線稼働率は、複数局でのサイトダイバーシティ効果により達成可能と考えています。
32	業務要求水準書 (案)	10	10	第 2 部 第 1 2 (ソ)	「開示制限のあるソフトウェア」とは、ISDACSとRDACSと認識していますが正しいでしょうか。	そのとおりです。
33	業務要求水準書 (案)	11	28	第 2 部 第 1 3 (2) イ (エ)	「リアルタイムで衛星の状況を気象庁に共有できること」とは、衛星管制設備の端末を気象庁殿及び NICT 殿に設置するとの理解でよろしいでしょうか。	一つの方法であると考えます。
34	業務要求水準書 (案)	11	32	第 2 部 第 1 3 (2) イ (カ)	「ひまわり 9 号」の暗号化対応はする必要がないとの理解でよろしいでしょう	そのとおりです。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
					か。	
35	業務要求水準書 (案)	12	17	第 2 部 第 1 3 (3)	気象センサデータ及び宇宙環境センサデータに係る設備に関して、ISDACS 及び RDACS を動作させるために必要なシステム構成・スペック (CPU コア数、メモリ、ストレージ容量、転送速度など) をご提示いただけないでしょうか。	一次審査を通過した応募者に対し、「地上施設要求要件書 (案)」により示します。
36	業務要求水準書 (案)	12	23	第 2 部 第 1 3 (3) ア	「障害発生時においても気象センサデータの保存及び利用が可能であること。」とありますが、主系に設備障害が発生した場合は直ちに従系に切り替えて気象センサデータの保存と利用が中断なく行えることがご要求水準と認識していますが正しいでしょうか。(障害発生時においてはデータの保存・利用はできないと解釈しました。)	主・副局の地域冗長により、片局に障害が発生しても、もう片局の機能により気象センサデータの保存及び利用が可能であることを求めるものです。
37	業務要求水準書 (案)	13	15	第 2 部 第 1 3 (3) イ (コ)	「それぞれが想定する処理スケジュールに対して遅延なく処理」との記載があります。 ISDACS 及び RDACS のソフトウェア要件として実現するために必要な「性能要件 (CPU リソース・メモリ・HDD・サーバ台数)」と「可用性要件 (〇〇を満たすクラスターソフトウェア・速度/サイズを有した外部ストレージまたは NAS)」を教えてください。	No. 35 を参照してください。
38	業務要求水準書 (案)	14	3	第 2 部 第 1 3 (3) イ (ス) c	L O データファイルの気象衛星センターへの伝送は、第 2 部 2 前提条件の (宇宙	そのとおりです。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
					環境センサデータを除く観測データの伝送回線の整備)で示されるSPCが整備した情報通信回線を使用する認識で正しいでしょうか。	
39	業務要求水準書 (案)	14	22	第2部 第1 3 (3)イ(チ)	「領域観測の位置を、気象庁の指示に従い ISDACS 及び RDACS に設定 できること。なお、領域観測位置設定に係る情報は気象庁からファイルにより提供する。」について、設定作業はどのようなもので、作業量や頻度はどの程度を見積もればよいでしょうか。	ISDACS 及び RDACS は、当該ファイルに直接アクセスすることができ、運用員が手作業で設定することは想定していません。
40	業務要求水準書 (案)	14	26	第2部 第1 3 (3)イ(ツ)	「異常ログについては、運用開始以降全てのものを保存できること。」とありますが、ISDACS 及び RDACS の仕様において、気象センサデータの処理及び伝送等のログの内、異常ログは別ファイルで出力される仕様となっていますでしょうか。	RDACS については気象センサデータ処理及び伝送の異常ログは別ファイルで出力されます。ISDACS での気象センサデータ処理におけるログファイルの扱いについては、現在設計を進めております。ISDACS が生成したファイルの伝送に係る仕様は、SPC の設計によるものとなります。
41	業務要求水準書 (案)	14	34	第2部 第1 3 (3)イ(ト)	「ひまわり 10 号」の Ku 帯テレメトリは気象庁へ伝送する必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
42	業務要求水準書 (案)	14	35	第2部 第1 3 (3)イ(ト)	「気象庁に伝送できること」の「気象庁」は「気象衛星センター」と認識していますが正しいでしょうか。	そのとおりです。
43	業務要求水準書 (案)	15	34	第2部 第1 3 (5)ア	SPCは周波数の支援を行うとありますが、ひまわり 10 号の無線周波数は新たにファイリングすることになるのでしょうか。	いいえ、現行のひまわり 8・9号と同じファイリングを使う予定です。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
					か。	
44	業務要求水準書 (案)	16	10	第 2 部 第 1 3 (5) イ (ウ)	「請負者が直接英語による折衝を行い」とありますが、請負者が通訳会社を手配しての対応も可能でしょうか。	可能です。
45	業務要求水準書 (案)	16	15	第 2 部 第 1 3 (5) イ (オ)	「外国での会議対応等も含む」とありますが、どれくらいの頻度で、どれくらいの回数を想定していますでしょうか。	「外国での会議対応」については、年 1～2 回程度を想定しています。
46	業務要求水準書 (案)	17	30	第 2 部 第 2 2 (1) イ (ク)	「関係者の間で常に共有し常時閲覧が可能であること」とありますが、この「関係者」は気象庁殿は含まれず S P C 内の関係者と認識していますが正しいでしょうか。	そのとおりです。
47	業務要求水準書 (案)	20	25	第 2 部 第 3 3 (1) イ (エ)	『「ひまわり 8 号」が軌道上に存在する期間は、気象庁が指示する制御範囲と手法で「ひまわり 1 0 号」のコロケーションを実施すること。』とありますが、この前提としては、「ひまわり 8 号は現行事業者によってひまわり 9 号に異常が発生した場合のバックアップ衛星として観測運用に供されるため、現行事業者による観測運用に影響を与えないようにコロケーションを実施すること」と、理解すればよろしいでしょうか。なお、「気象庁が指示する制御範囲と手法」はいつ、どのような形でご提示されますでしょうか。	そのとおりです。「気象庁が指示する制御範囲と手法」は入札公告時に示す予定です。
48	業務要求水準書 (案)	20	25	第 2 部 第 3 3 (1) イ (エ)	「ひまわり 8 号」が軌道上に存在する期間は、気象庁が指示する制御範囲と手法で「ひまわり 10 号」のコロケーションを	No. 47 を参照してください。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
					実施すること。」について、提案をするにあたり必要な情報となりますので、「8号が軌道上に存在する期間」及び「気象庁が指示する制御範囲と手法」について現時点の想定で構いませんのでお示し願います。	
49	業務要求水準書 (案)	21	12	第 2 部 第 3 3 (1) イ (サ)	「防衛省の SSA 情報サービスを通してこれらの情報を取得すること。なお、運用には防衛省の SSA 情報サービス以外の情報源からの情報を用いても良い。」につきまして、別の情報源を使えば防衛省の SSA 情報を必ずしも使わなくても良いという理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
50	業務要求水準書 (案)	21	31	第 2 部 第 3 3 (2) ア	運用者は、提供されるソフトウェアでの観測データの処理の方法や内容について、学習や理解が必要となりますか。あるいは、それらの研修の機会がありますか。(たとえば業務要求水準書の p27-28にある観測データやその処理に関すること。)	処理ソフトウェアは自動動作するので、運用者が観測データ処理の方法を理解する必要は必ずしもありませんし、研修することも想定していません。
51	業務要求水準書 (案)	24	10	第 2 部 第 3 3 (2) イ (タ) b	「ISDACS (「ひまわり 9号については RDACS」) の更新を行うこと。」とありますが、この「更新」とは具体的にどのようなことを意味しているでしょうか。	バージョンアップした ISDACS (ひまわり 9号については RDACS) を設備へインストールすることを意味しています。
52	業務要求水準書 (案)	24	21	第 2 部 第 3 3 (3) イ (ア)	観測運用にあるひまわり 10号に対しては常時通報局資料業務が発生しますので、書き出しにあります「気象庁が指示	そうではありません。10号後継機の運用開始による 10号待機運用移行に伴って 10号による通報局資料業務も待

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
					する期間」はひまわり 9 号において当該業務が発生した場合にかかる文章ではないでしょうか。	機状態に移行する想定であり、書き出しにあります「気象庁が指示する期間」はひまわり 10 号に対してかかるものです。
53	業務要求水準書 (案)	別紙 2-1			「提供する文書等」は全て日本語で提供されると認識していますが正しいでしょうか。	基本的にはそのとおりです。
54	業務要求水準書 (案)				万が一、ひまわり 10 号の打ち上げが失敗した場合でも、2030 年度以降のひまわり 9 号の運用は本事業で行うことになるのでしょうか？	現時点ではその想定です。
55	業務要求水準書 (案)				ひまわり 10 号が衛星側の問題で運用開始が令和 11 年 6 月より遅れた場合、また運用終了が令和 26 年 3 月末より早まった場合、いずれも契約期間や支払いに変更はないとの理解でよいでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
56	サービス対価の算定及び支払方法 (案)	7	26	3 (2)	維持管理費の支払方法について、運用開始から事業終了までの期間全体を通して平準化しない支払方法に変更いただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
57	サービス対価の算定及び支払方法 (案)	7	29	3 (2) ①～③	事業者が提案する維持管理費のサービス対価の支払について、提案内容を元に定めるとありますが、サービス対価の支払方法についてもご提案することは可能でしょうか。積算内容に応じて毎年度定額とはならないため、均等払い→年度ごと提案額によることも可能として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
58	サービス対価の算定及び支払方法(案)	8	21	3 (3) ①～③	事業者が提案する運用費のサービス対価の支払について、提案内容を元に定めるとありますが、サービス対価の支払方法についてもご提案することは可能でしょうか。積算内容に応じて毎年度定額とはならないため、均等払い→年度ごと提案額によることも可能として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
59	サービス対価の算定及び支払方法(案)	9	16	3 (6)	気象庁及びNICT が負担する額は、事業者が気象庁向け業務及び NICT 向け業務に対してそれぞれ見積もった金額をもとに決定されると理解してよいか。	それぞれの業務に対応した価格の提案を受けることは想定していません。落札後、落札額に応じて気象庁及びNICT の負担額を決定し、お示しします。
60	サービス対価の算定及び支払方法(案)	9	16	3 (6)	NICT の負担額はいくらでしょうか。資金調達計画を組むにあたり必要な情報となりますのでお示してください。	落札後、落札額に応じてNICT の負担額を決定し、お示しします。
61	サービス対価の算定及び支払方法(案)	9	32	3 (7)	外国政府の負担額はいくらでしょうか。資金調達計画を組むにあたり必要な情報となりますのでお示してください。	一次審査を通過した応札者に対し、想定額等の必要な情報を示します。
62	サービス対価の算定及び支払方法(案)	9	32	3 (7)	外国政府というのは、先日報道発表のあったオーストラリアでしょうか。	一次審査を通過した応札者に対し、国名をお伝えします。